



令和4年度前期

技能検定受検案内

(技能五輪鹿児島県大会案内) ※19ページをご参照ください

▼受検申請受付▼

令和4年 4月4日(月)～4月15日(金) (※土・日は除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

| 検定職種 | 作 業 |
|-----------------|---------------------|
| 1・2級 (24職種36作業) | |
| 造 園 | 造 園 工 事 |
| 機 械 加 工 | 普 通 旋 盤 |
| | 数 値 制 御 旋 盤 |
| | フ ラ イ ス 盤 |
| | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 |
| | 平 面 研 削 盤 |
| | 円 筒 研 削 盤 |
| | マ シ ニ ン グ セ ン タ |
| 放 電 加 工 | ワ イ ヤ 放 電 加 工 |
| 建 築 板 金 | 内 外 装 板 金 |
| | ダ ク ト 板 金 |
| 工 場 板 金 | 打 出 し 板 金 |
| 仕 上 げ | 機 械 組 立 仕 上 げ |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て |
| 電 気 機 器 組 立 て | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て |
| 建 設 機 械 整 備 | 建 設 機 械 整 備 |
| 婦 人 子 供 服 製 造 | 婦 人 子 供 注 文 服 製 作 |
| 布 は く 縫 製 | ワ イ シ ャ ッ 製 造 |

| 検定職種 | 作 業 |
|---------------|---------------------------|
| 1・2級 | |
| 家 具 製 作 | 家 具 手 加 工 |
| 建 具 製 作 | 木 製 建 具 手 加 工 |
| と び と | と び と |
| 左 官 | 左 官 |
| ブ ロ ッ ク 建 築 | コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工 事 |
| タ イ ル 張 り | タ イ ル 張 り |
| 畳 製 作 | 畳 製 作 |
| 防 水 施 工 | ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 |
| | F R P 防 水 工 事 |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事 |
| | 鋼 製 下 地 工 事 |
| | ボ ー ド 仕 上 げ 工 事 |
| | 化 粧 フ ィ ル ム 工 事 |
| 熱 絶 縁 施 工 | 保 温 保 冷 工 事 |
| 表 装 | 壁 装 |
| 塗 装 | 建 築 塗 装 |
| | 金 属 塗 装 |
| フ ラ ワ ー 装 飾 | フ ラ ワ ー 装 飾 |

| 検定職種 | 作 業 |
|---------------|-------------------------------|
| 3級 (13職種14作業) | |
| 園 芸 装 飾 | 室 内 園 芸 装 飾 |
| 造 園 | 造 園 工 事 |
| 機 械 加 工 | 普 通 旋 盤 |
| | フ ラ イ ス 盤 |
| 工 場 板 金 | 打 出 し 板 金 |
| 機 械 検 査 | 機 械 検 査 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て |
| 建 築 大 工 | 大 工 工 事 |
| と び と | と び と |
| 左 官 | 左 官 |
| ブ ロ ッ ク 建 築 | コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工 事 |
| 塗 装 | 金 属 塗 装 |
| 舞 台 機 構 調 整 | 音 響 機 構 調 整 |
| フ ラ ワ ー 装 飾 | フ ラ ワ ー 装 飾 |
| 単一等級 (1職種1作業) | |
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ベ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 |

技能検定のお申込み・お問合せ先

鹿児島県職業能力開発協会

〒892-0836 鹿児島市錦江町9番14号

TEL099-226-3240 FAX099-222-8020

ホームページアドレス <http://www.syokunou.or.jp/>



合格発表・合格証書の交付

鹿児島県商工労働水産部
雇用労政課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

(直通)TEL099-286-3019 FAX099-286-5582

ホームページアドレス <http://www.pref.kagoshima.jp/>

はじめに

技能検定は、働くうえで身につける又は必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

重要 技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

技能検定の実施に当たっては、厚生労働省の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づき、次のとおり対策に取り組んでいますので、受検者の皆様は、御協力いただきますようお願いいたします。

1 受検申請

技能検定の受検申請は、県協会窓口での申請はお控えいただき、原則として郵送により申請してください。

2 受検者への対策のお願い

- (1) 実技試験の受付時は、少なくとも1メートル間隔での整列をお願いします。
- (2) マスクの持参及び会場内でのマスクの着用をお願いします。なお、本人確認の際は、マスクの脱着をお願いします。また、実技試験の職種によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、受検者間の十分な間隔の確保等により、感染防止対策を講じます。
- (3) 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒をお願いします。
- (4) 試験当日に、体温及び試験日前14日間以内における体調並びに感染者等との濃厚接触の有無の確認を行います。
- (5) 試験当日に、受検者に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者の状況を総合的に勘案し、受検の自粛をお願いすることがあります。また、感染が疑われる受検者が出た場合は、保健所等の公的機関へ個人情報を提供する場合があります。
- (6) 試験会場への入退室時や待機場所等会場内では、密集しないようお願いします。

3 試験会場での対策

- (1) 試験会場に、消毒用アルコール等を設置するなど、手指の衛生を保つことができる環境を整備します。
- (2) 適切な環境維持のため、試験会場の換気を行います。学科試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気を行います。
- (3) 受検者の配置に当たっては、受検者の間隔をできるだけ2メートル確保します。
- (4) 実技試験において共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒します。

新型コロナウイルスの感染状況により、技能検定の延期又は中止となる場合があります。延期又は中止となった場合はホームページ等でお知らせします。

受検申請から合格証書交付まで

受検申請の受付 (期間内に提出)

- ・原則として郵送による受付（受付末日の消印有効）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、鹿児島県職業能力開発協会窓口での申請はお控えください。

受付期間 **令和4年4月4日**月～**4月15日**金（※土日は除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

受検票の交付

- ・受検票は、技能検定受検申請書の「受検票送付先」に郵送いたします。
- ・受検にあたっては、受検票を必ず持参してください。
- ・受検票の送付状況については、鹿児島県職業能力開発協会のホームページ内にある「受検票送付状況」でご確認ください。受検票が届かない場合は、必ず鹿児島県職業能力開発協会にご連絡ください。ご連絡がない場合は、受検票がご本人に届いたものとしします。
- ・試験日時の変更はできません。

令和4年**6月10日**金**予定**（※6月13日までに届かない場合は）
ご連絡ください。

実技試験

- ・実技試験の試験日時、試験会場は受検票で通知します。
なお、統一実施日の計画立案等作業試験と判断等試験の試験日時については、「2 実施職種（作業）及び試験実施日」を確認してください。
- ・計画立案等作業試験については試験翌日午後3時以降に中央職業能力開発協会のホームページ（<http://www.javada.or.jp/>）で正解が掲載されます。

実施期間 **令和4年6月7日**火～**令和4年9月11日**日

学科試験

- ・学科試験の試験会場は受検票で通知します。
なお、試験日時については、「2 実施職種（作業）及び試験実施日」を確認してください。
- ・試験翌日午後3時以降に中央職業能力開発協会のホームページ（<http://www.javada.or.jp/>）で正解が掲載されます。

試験日 **令和4年7月10日**日**3級職種**、**8月21日**日、
8月28日日、**9月4日**日

合格発表

- ・技能検定合格者（実技試験・学科試験を両方とも合格された方）には、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課から本人あてに合格通知を発送します。
また、県のホームページにも合格発表日に掲載します。
県URL（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）
実技試験又は学科試験のいずれかに合格された方については、鹿児島県職業能力開発協会から合格発表日後にいずれかが合格した旨をハガキで通知します。
なお、この通知は次回受検時の免除資格の証明になりますので大切に保管してください。
- ・実技試験・学科試験のいずれも合格されなかった方については、鹿児島県や鹿児島県職業能力開発協会からの通知はありません。

合格発表日 **令和4年8月26日**金**3級職種**、**9月30日**金

合格証書の交付

- ・鹿児島県より合格者に、合格証書が交付されます。

| | |
|-----|---|
| 実 技 | 令和4年6月7日(火) から令和4年9月11日(日) ○試験日時・試験会場は、受検票で通知します。 ○計画立案等作業試験・判断等試験を実施する職種のうち、統一実施日が定められている職種は、下記の表のとおりです。 |
| 学 科 | ○試験日時は、下記の表のとおりです。 ○試験会場は、受検票で通知します。 |

1・2級

| 検 定 職 種 | 作 業 | 制限 予定 | 学科試験日 (令和4年) | 開始 時刻 | ※1 実技試験（製作等作業試験・計画立案等作業試験・ 判断等試験）の統一実施日 | | 開始 時刻 |
|---------|-------------------|----------|-----------------|----------|--|----------------|----------|
| 造園 | 造園工事 | - | 8月21日 | 10:00 | - | - | - |
| 機械加工 | 普通旋盤 | - | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| | 数値制御旋盤 | - | 8月28日 | 10:00 | 8月28日 | 1・2級 計画立案等作業試験 | 13:15 |
| | フライス盤 | - | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| | 数値制御フライス盤 | - | 8月28日 | 10:00 | 8月28日 | 1・2級 計画立案等作業試験 | 13:15 |
| | 平面研削盤 | - | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| | 円筒研削盤 | - | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| | マシニングセンタ | - | 8月28日 | 10:00 | 8月28日 | 1・2級 計画立案等作業試験 | 13:15 |
| 放電加工 | ワイヤ放電加工 | - | 9月4日 | 10:00 | 9月4日 | 1級 計画立案等作業試験 | 13:15 |
| 建築板金 | 内外装板金 | - | 9月4日 | 13:15 | - | - | - |
| | ダクト板金 | - | 9月4日 | 13:15 | - | - | - |
| 工場板金 | 打出し板金 | - | 9月4日 | 13:15 | - | - | - |
| 仕上げ | 機械組立仕上げ | - | 9月4日 | 10:00 | - | - | - |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て | - | 8月28日 | 13:15 | - | - | - |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て | - | 9月4日 | 10:00 | - | - | - |
| 建設機械整備 | 建設機械整備 | - | 8月28日 | 10:00 | 8月28日 | 1・2級 計画立案等作業試験 | 13:15 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供注文服製作 | - | 8月28日 | 13:15 | - | - | - |
| 布はく縫製 | ワイシャツ製造 | - | 8月21日 | 13:15 | - | - | - |
| 家具製作 | 家具手加工 | - | 8月28日 | 13:15 | - | - | - |
| 建具製作 | 木製建具手加工 | - | 8月28日 | 13:15 | - | - | - |
| とび | とび | - | 8月21日 | 13:15 | - | - | - |
| 左官 | 左官 | - | 8月28日 | 13:15 | - | - | - |
| ブロック建築 | コンクリートブロック 工事 | - | 9月4日 | 13:15 | - | - | - |
| タイル張り | タイル張り | - | 9月4日 | 10:00 | - | - | - |
| 畳製作 | 畳製作 | - | 8月28日 | 13:15 | - | - | - |
| 防水施工 | アクリルゴム系塗膜防 水工事 | 注30名 | 8月21日 | 13:15 | - | - | - |
| | FRP防水工事 | - | 8月21日 | 13:15 | - | - | - |

1・2級

| 検 定 職 種 | 作 業 | 制限 予定 | 学科試験日 (令和4年) | 開始 時刻 | ※1 実技試験（製作等作業試験・計画立案等作業試験・ 判断等試験）の統一実施日 | | 開始 時刻 |
|---------|---------------|----------|-----------------|----------|--|---|----------|
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事 | - | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| | 鋼製下地工事 | 注12名 | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| | ボード仕上げ工事 | 注14名 | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| | 化粧フィルム工事 | - | 8月28日 | 10:00 | - | - | - |
| 熱絶縁施工 | 保温保冷工事 | - | 9月4日 | 10:00 | - | - | - |
| 表装 | 壁装 | - | 9月4日 | 10:00 | - | - | - |
| 塗装 | 建築塗装 | - | 8月21日 | 10:00 | - | - | - |
| | 金属塗装 | - | 8月21日 | 10:00 | - | - | - |
| フラワー装飾 | フラワー装飾 | - | 9月4日 | 13:15 | - | - | - |

注:「制限予定欄」に人数の明記されている職種（作業）は、実技試験の受験者数に制限があるので、原則、受験申請受付は先着順とします。
(詳細は、鹿児島県職業能力開発協会にお問い合わせください)

3級

| 検 定 職 種 | 作 業 | 制限 予定 | 学科試験日 (令和4年) | 開始 時刻 | ※1 実技試験（製作等作業試験・計画立案等作業試験・ 判断等試験）の統一実施日 | | 開始 時刻 |
|---------|------------------|----------|-----------------|----------|--|---|----------|
| 園芸装飾 | 室内園芸装飾 | - | 7月10日 | 10:30 | - | - | - |
| 造園 | 造園工事 | - | 7月10日 | 13:15 | - | - | - |
| 機械加工 | 普通旋盤 | - | 7月10日 | 10:30 | - | - | - |
| | フライス盤 | - | 7月10日 | 10:30 | - | - | - |
| 工場板金 | 打出し板金 | - | 7月10日 | 13:15 | - | - | - |
| 機械検査 | 機械検査 | - | 7月10日 | 13:15 | - | - | - |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て | - | 7月10日 | 10:30 | - | - | - |
| 建築大工 | 大工工事 | - | 7月10日 | 13:15 | - | - | - |
| とび | とび | - | 7月10日 | 10:30 | - | - | - |
| 左官 | 左官 | - | 7月10日 | 10:30 | - | - | - |
| ブロック建築 | コンクリートブロック 工事 | - | 7月10日 | 10:30 | - | - | - |
| 塗装 | 金属塗装 | - | 7月10日 | 13:15 | - | - | - |
| 舞台機構調整 | 音響機構調整 | - | 7月10日 | 13:15 | - | - | - |
| フラワー装飾 | フラワー装飾 | - | 7月10日 | 13:15 | - | - | - |

単一等級

| 検 定 職 種 | 作 業 | 制限 予定 | 学科試験日 (令和4年) | 開始 時刻 | ※1 実技試験（製作等作業試験・計画立案等作業試験・ 判断等試験）の統一実施日 | | 開始 時刻 |
|---------|---------------------|----------|-----------------|----------|--|---|----------|
| 路面標示施工 | 溶融ペイントハンド マーカー工事 | - | 9月4日 | 13:15 | - | - | - |

- ①受検資格は、原則として検定職種に関する実務経験が必要です。必要とされる実務経験の年数は下表1のとおりですが、学歴、訓練歴、職歴等により短縮される場合があります。
 受検申請受付期間の最終日令和4年4月15日現在において下表1の実務経験年数を満たしていることが条件となります。
- ②下表1の対象者②につきましては、下表2を確認してください。
- ③受検資格について不明な点がありましたら、鹿児島県職業能力開発協会までお問い合わせください。

表1

(単位：年)

| 対象者 | 1 級 | | 2 級 | | 3 級 (※7) | 単一等級 | |
|-------------------------------|--|------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|---|
| | 2 級 合格後 | 3 級 合格後 | 2 級 合格後 | 3 級 合格後 | | | |
| ①実務経験のみ | 7 | | 2 | 0 | 0 ^{*7} | 3 | |
| ②又は⑩は検定職種に関するものに限定する学科・訓練 | ②専門学校卒業 ^{*1} 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業 | 6 | | 0 | 0 | 1 | |
| | ③短大・高専・高校専攻科卒業 ^{*1} 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業 | 5 | | 0 | 0 | 0 | |
| | ④大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ^{*1} 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業 | 4 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | ⑤専修学校 ^{*2} 又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限定。) | 800h以上 | 6 | | 0 | 0 ^{*8} | 1 |
| | | 1600h以上 | 5 | | 0 | 0 ^{*8} | 1 |
| | | 3200h以上 | 4 | | 0 | 0 ^{*8} | 0 |
| | ⑥短期課程の普通職業訓練修了 ^{*3*9} | 700h以上 | 6 | | 0 | 0 ^{*5} | 1 |
| | ⑦普通課程の普通職業訓練修了 ^{*3*9} | 2800h未満 | 5 | | 0 | 0 | 1 |
| | | 2800h以上 | 4 | | 0 | 0 | 0 |
| | ⑧専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ^{*3*9} | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | ⑨応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了 ^{*9} | | 1 | | 0 | 0 | 0 |
| | ⑩長期課程又は短期養成課程の指導員訓練修了 ^{*9} | | 1 ^{*4} | | 0 ^{*4} | 0 | 0 |
| ⑪職業訓練指導員免許取得 | | 1 | | - | - | 0 | |
| ⑫長期養成課程の指導員訓練修了 ^{*9} | | 0 | | 0 | 0 | 0 | |

- ※1：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※2：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※3：職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく、高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限定。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※4：短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練終了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格している者に限定。
- ※5：総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- ※6：3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、3級の技能検定については、工業高等学校に在学する者であって、工業高等学校の教員等による技能検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
- ※7：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- ※8：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- ※9：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

専門高校の学科において受検が認められる検定職種は、次のとおりです。

なお、授業カリキュラムの内容によっては、これ以外にも認められる学科や検定職種があります。

表2

(技能検定職種と学科の対応関係)

| 検定職種 | 受検が認められる主な学科名 | 免許又は技能講習が必要な職種 | 検定職種 | 受検が認められる主な学科名 | 免許又は技能講習が必要な職種 |
|---------|---------------|----------------|---------|-----------------------------|----------------|
| 造園 | 造園科 | | 建築大工 | 建築科、大工科 | |
| 機械加工 | 機械科 | | とび | 建築科 | ▲(3級) |
| 放電加工 | 機械科 | | 左官 | 建築科 | |
| 建築板金 | 機械科、建築科 | | ブロック建築 | ブロック建築科 | |
| 工場板金 | 機械科 | ▲(1、2級) | タイル張り | 建築科 | |
| 仕上げ | 機械科 | | 防水施工 | 建築科 | |
| 電子機器組立て | 電子科、電気科、電子機械科 | | 内装仕上げ施工 | 建築科 | ※▲ |
| 電気機器組立て | 電子科、電気科、電子機械科 | | 熱絶縁施工 | 設備科、造船科、工業化学科、 化学工学科、建築科 | |
| 建設機械整備 | 機械科 | ▲ | 表装 | 工芸科 | |
| 婦人子供服製造 | 被服科、服装科、洋裁科 | | 塗装 | 建築科、工芸科、塗装科 | |
| 家具製作 | 工芸科、インテリア科 | | フラワー装飾 | 園芸科、フラワーデザイン科、 フラワービジネス科 | |
| 建具製作 | 建築科、工芸科 | | 路面標示施工 | 塗装科 | |

※鋼製下地作業に限る。

4

試験の免除

・技能検定において、実技試験、学科試験が免除される対象者、免除の範囲は下表のとおりです。

1 技能検定関係（同一の検定職種に限る。）

| 対象者 | | 技能検定試験の免除の範囲 | | | | 備考 |
|------|----------|--------------|-------|-------|-------|----|
| | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 単一等級 | |
| 1 級 | 技能検定合格 | 学科の全部 | | | — | |
| | 実技試験のみ合格 | 実技の全部 | | | — | ※ |
| | 学科試験のみ合格 | 学科の全部 | | | — | ※ |
| 2 級 | 技能検定合格 | — | 学科の全部 | | — | |
| | 実技試験のみ合格 | — | 実技の全部 | | — | ※ |
| | 学科試験のみ合格 | — | 学科の全部 | | — | ※ |
| 3 級 | 技能検定合格 | — | — | 学科の全部 | — | |
| | 実技試験のみ合格 | — | — | 実技の全部 | — | ※ |
| | 学科試験のみ合格 | — | — | 学科の全部 | — | ※ |
| 単一等級 | 技能検定合格 | — | — | — | 学科の全部 | |
| | 実技試験のみ合格 | — | — | — | 実技の全部 | ※ |
| | 学科試験のみ合格 | — | — | — | 学科の全部 | ※ |

※：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

| 対象者 | | 技能検定試験の免除の範囲 | | | | 備考 |
|---------------------------------------|--|--------------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 単一等級 | |
| 指導員試験合格又は指導員免許取得 | | 学科の全部 | | | | |
| 応用課程又は特定応用課程の 高度職業訓練における技能照 査合格 | 技能照査合格後 5 年 | 学科の全部 | | | | |
| | 実務経験年数 2 年 | 学科の全部 | | | | |
| 専門課程又は特定専門課程の 高度職業訓練における技能照 査合格 | | | — | 学科の全部 | | |
| | 技能照査合格後 4 年 | 学科の全部 | | | | |
| | 実務経験年数 1 年 | — | 学科の全部 | | | |
| 普通課程の普通職業訓練 における技能照査合格 | | | — | 学科の全部 | — | |
| | 技能照査合格後 2 年 (2800 h 以上なら 1 年) の実務経験 | | — | 学科の全部 | | |
| 短期課程の普通職業訓練 について修了時試験合格 かつ修了 | 1 級技能士コース | | 学科の全部 | | — | |
| | 2 級技能士コース | | — | 学科の全部 | — | |
| | 単一等級技能士コース | | — | — | — | 学科の全部 |
| 中央技能検定委員 2 年以上 | | 実技の全部及び学科の全部 | | | | |
| 都道府県技能検定委員 2 年以上 | | 実技の全部 | | | | |
| 技能五輪全国大会における技能証 | | 実技の全部 | — | — | 実技の全部 | |
| 技能五輪地方大会における技能証 | | — | 実技の全部 | | — | ※ |
| 全国障害者技能競技大会 | 実技部門の技能証 | | — | 実技の全部 | — | ※ |
| | 学科部門の技能証 | | — | 学科の全部 | — | ※ |

※：有効期限を過ぎた技能証であっても有効

対応する訓練科又は免許職種についてご不明な場合は当協会へお問い合わせください。

1 提出書類 ※必要書類が全てそろっていないと受付できません。

①技能検定受検申請書

- ・同封している技能検定受検申請書をお使いください。
- ・「9 技能検定受検申請書記入例」を確認してご記入ください。

②写 真

- ・正面上半身脱帽像で申請前6月以内に撮影したもの。
- ・写真の裏面に氏名・職種・作業・等級を記入してください。

③受検手数料

- ・実技試験及び学科試験の受検手数料は、受付期間内（4月4日（月）から4月15日（金）まで）に納めてください。
※受検手数料を受付期間外に納められた場合、受検申請を受け付けられませんので、受検手数料を返還します。
- ・所定の払込取扱票で払込み、払込証明証（貼付用）を技能検定受検申請書の指定の欄に貼付してください。（払込手数料はご負担ください。）
受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも受検手数料は返還できません。

④免除資格証明書類

6ページの1～3にある実技試験・学科試験の免除を受けようとする方は、その資格を証明する書類（技能検定合格証書、実技免除、学科免除の写しなど）を添付してください。
※受検申請書受付後に試験の免除資格があることが判明しても試験の免除は受けられません。必ずご確認ください。

⑤本人確認書類（写）添付台紙

本人確認書類（写）添付欄に、以下①～④のいずれかの書類（写）を添付してください。
なお、手数料減免を希望する場合は、雇用保険者証（写）添付欄に雇用保険被保険者証（写）を添付の上、雇用主証明欄に雇用主の証明を受けてください。

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）※表面のみ
- ② 運転免許証（裏書きがあれば裏面もコピーしてください。）
- ③ 学生証、在学証明書

手数料減免を希望する場合

- ・雇用保険被保険者証を添付
- ・雇用主証明欄に雇用主の証明を受ける

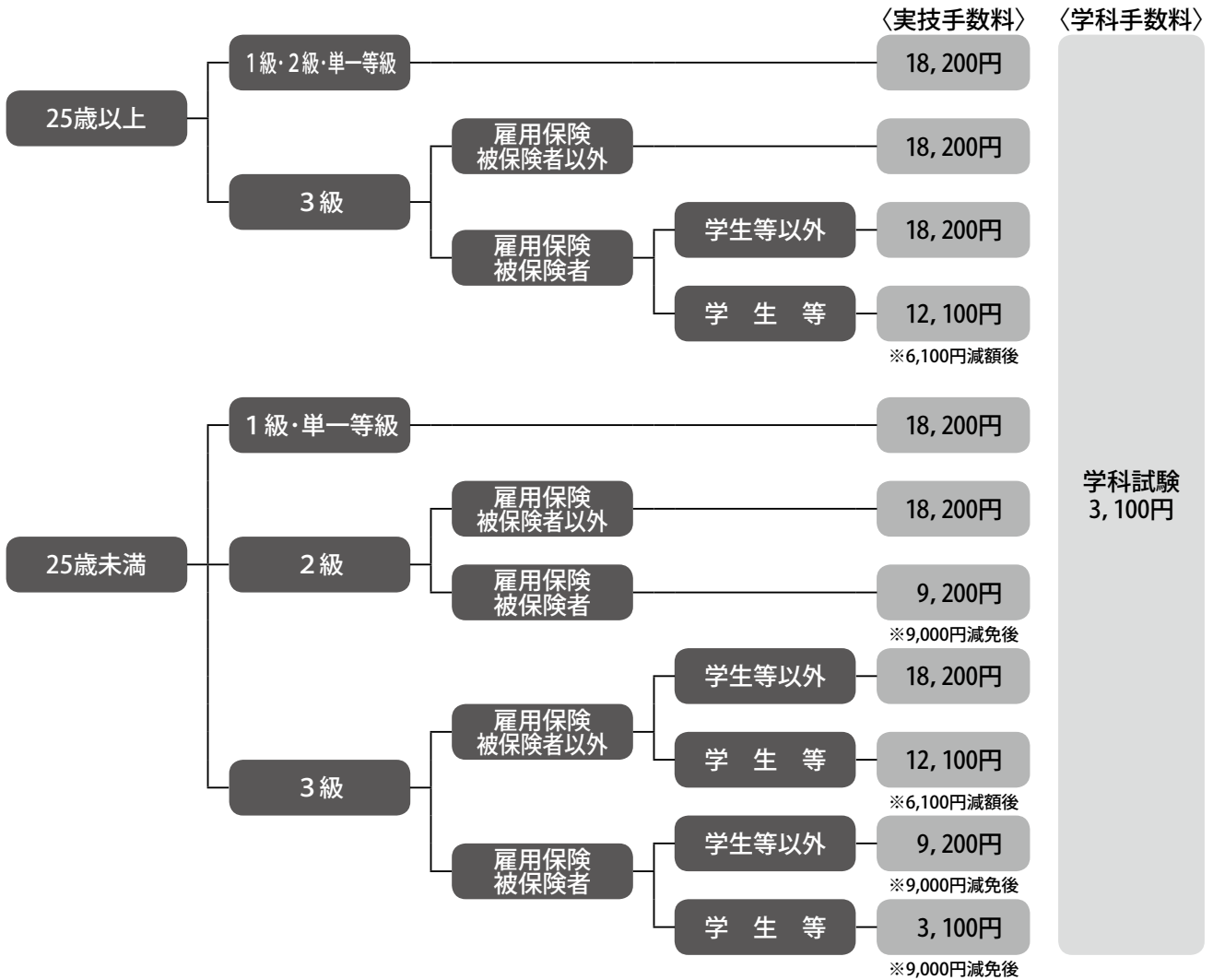
⑥手数料減額（免除）申請書

技能検定実技試験2級又は3級を受検する方で、手数料減免を希望する場合は添付してください（下記の減免要件に該当する方が対象です）。

- ・25歳未満の方（令和4年4月1日現在において25歳に達していない方）
- ・雇用保険被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である方）

2 受検手数料

受検する試験の手数料を納付してください。



●高校生等に対する技能検定受検手数料減額措置の範囲等 (学生等の範囲)

- ① 公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合大学校の訓練生
- ② 高等学校又は中等教育学校の後期課程の在校生
- ③ 専修学校又は各種学校の在校生
- ④ 高等専門学校 of 在校生
- ⑤ 短期大学の在校生
- ⑥ 大学の在校生

注. ①については、普通職業訓練の短期課程又は高度職業訓練の専門短期課程若しくは応用短期課程を受けている者は除く。

●若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置について

2級又は3級の実技試験を受検する25歳未満の被保険者（雇用保険法に規定する被保険者に限る。）は、受検料が9,000円減免されます。この場合、手数料減額（免除）申請書の提出が必須となりますのでご注意ください。

ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は減免の対象外です。

また、3級の実技試験を受検する学生は、受検料が6,100円減額されます。

1 実技試験において免許又は技能講習が必要な職種（作業）

下記職種（作業）の実技試験を受検する方は、実技試験当日、免許証等を携帯していなければ試験を受検することができません。

| 職種（作業） | 等級 | 免許又は技能講習 |
|---------------------|----------|--|
| 工場板金 （打出し板金） | 1級 2級 | ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習 修了証等の携帯 |
| 建設機械整備 （建設機械整備） | 1級 2級 | ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習 修了証等の携帯 |
| とび （とび） | 3級 | 足場の組立て、解体又は変更の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示 |
| 内装仕上げ施工 （鋼製下地工事） | 1級 2級 | 研削といし（高速といし）の取替え等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示 |

2 技能検定に係る留意事項

- ① 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格を有する場合は、「2 実施職種（作業）及び試験実施日」に掲げる実施職種（作業）以外でも受検申請ができます。
- ② 同時に2検定職種（作業）以上の受検申請は、原則として受付けておりません。ただし、受検を希望する2職種（作業）以上の実技試験と学科試験の免除資格がある場合、又は、受検を希望する2職種（作業）以上の実技試験と学科試験の試験日が全て重複しない場合は受検申請を受け付けます。
※受付できなかった受検申請は、申請者ご本人へ、手数料の返還請求書を送付いたします。返還請求書に必要事項をご記入の上、ご返信ください。返還方法は指定の口座へのお振り込みといたします。
- ③ 実技試験は、受検申請者数を制限する職種（作業）があります。また、離島での実技試験は、1職種（作業）の受検者が原則として10名以上の場合実施します。
- ④ 実技試験において、試験問題に記載されているもの以外の工具等を受検者本人が準備（持参）する職種（作業）があります。（受検票同封文書で通知します。）
- ⑤ 実技試験の実施が困難な事由又は困難が十分予測される事由が発生したときは、試験実施日等を変更することがあります。
- ⑥ 令和4年度（前期）技能検定学科試験における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和4年4月1日現在で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。
- ⑦ 技能検定制度等に係るポータルサイト「技のとびら」QRコード



| 教材名 | お問合せ先 |
|------------------------|---|
| ● 1・2級技能検定学科試験問題解説集 | 鹿児島県職業能力開発協会 http://www.syokunou.or.jp |
| ● 1・2級技能検定試験問題集（過去問題集） | TEL 099-226-3240 FAX 099-222-8020 |

- ① 鹿児島県職業能力開発協会で前年度の技能検定実技・学科試験問題の公開及びコピーサービス（1ページあたり10円）を行っています。
- ② 中央職業能力開発協会のHPで、前年度の技能検定実技試験問題を公開（閲覧のみ）しています。
<https://www.kentei.javada.or.jp>
- ③ 特級及び3級の問題集は、当協会では取り扱っていないため、中央職業能力開発協会図書センター（<http://excell001.shop23.makeshop.jp/>）にお申込みください。

受検者のうち希望する方には、鹿児島県個人情報保護条例第23条の規定により試験結果（学科試験得点及び実技試験得点）を開示します。

開示を行う期間は、合格発表日から1か月以内とし、開示をする場所は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とします。

なお、技能検定の合格者の中から成績が特に優秀であった方は、県知事が「県技能検定成績優秀者表彰要領」に基づき、原則として各等級1名を表彰します。

技能検定受験申請書記入例

記載例

技能検定受験申請書

技能検定を受けたかったので申請します。
鹿見鳥県知事 殿 令和 4 年 4 月 4 日

※受験票送付先に○を記入して下さい。
受験票送付先 () 県 () 市・町・事業所等

※申請の際は本人確認書類の添付が必須となっております。必ず添付して下さい。

| | | | | | | | | |
|--------|---|-------|----------------------|----|----|----|------|------|
| 受験番号 | 検定職種名 | 等級区分 | 特級 | 1級 | 2級 | 3級 | 単一等級 | |
| 作業番号 | 作業名 | 検定職種名 | 機械加工 | | | | | 単一等級 |
| ふりがな | 姓 | 作業名 | 普通旋盤 | | | | | |
| 氏名 | かごしま 虎児鳥 | 受検番号 | かごしまの 虎児鳥技能 (38歳) | | | | | |
| 生年月日 | 西暦 1983年10月17日 (38歳) | ふりがな | かごしまの 虎児鳥技能 (38歳) | | | | | |
| 年齢及び性別 | 年齢 35歳 性別 男 | 連帯者 | () | | | | | |
| 現住所 | 〒899-4332 (建物名・棟・号数まで記入して下さい) 鹿見鳥県00市00町00-J-△△A棟00号 | 自宅 | () | | | | | |
| 中学校 | 00高等学校 | 学籍 | 00市00町00-J-△△A棟00号 | | | | | |
| 高等学校 | 00市00町00-J-△△A棟00号 | 在学期間 | 63年4月~62年3月 (13年0か月) | | | | | |
| 訓練施設名 | 00市00町00-J-△△A棟00号 | 在学期間 | 63年4月~62年3月 (13年0か月) | | | | | |
| 事業所名 | 株式会社 鹿見鳥 | 訓練期間 | 63年4月~62年3月 (13年0か月) | | | | | |
| 現在地 | 〒899-4461 00市00町00番地 | 在職期間 | 63年4月~現在 (7年7か月) | | | | | |
| 資格 | 工業配管工 | 在職期間 | 63年4月~現在 (7年7か月) | | | | | |

1 2
県の受験希望地を記載するか○をして下さい。
県外 () 県 () 市・町・事業所等

(学科学写真票)

| | | | | | |
|-------|-------------------|----|----|----|------|
| 等級区分 | 特級 | 1級 | 2級 | 3級 | 単一等級 |
| 検定職種名 | 機械加工 | | | | |
| 作業名 | 普通旋盤 | | | | |
| 受検番号 | かごしまの 虎児鳥技能 (38歳) | | | | |
| ふりがな | かごしまの 虎児鳥技能 (38歳) | | | | |
| 連帯者 | () | | | | |
| 自宅 | () | | | | |

○学科学受検の方

写真 (縦×横×mm)
1. はがれないようにノリはカラ全部につくこと。
2. 実名・字の両方を試験場の人は不審です。
3. 申請前6月以内に撮影したもの。

貼付欄

学科学受検の方

出 欠

(実技写真票)

| | | | | | |
|-------|-------------------|----|----|----|------|
| 等級区分 | 特級 | 1級 | 2級 | 3級 | 単一等級 |
| 検定職種名 | 機械加工 | | | | |
| 作業名 | 普通旋盤 | | | | |
| 受検番号 | かごしまの 虎児鳥技能 (38歳) | | | | |
| ふりがな | かごしまの 虎児鳥技能 (38歳) | | | | |
| 連帯者 | () | | | | |
| 自宅 | () | | | | |

○実技受検の方

写真 (縦×横×mm)
1. はがれないようにノリはカラ全部につくこと。
2. 実名・字の両方を試験場の人は不審です。
3. 申請前6月以内に撮影したもの。

実技受検の方

出 欠

●受検手数料

| 等級 | 対象者 | 実技・学科 | 実技のみ | 学科のみ |
|----|------------|-----------|---------|---------|
| 2級 | 特級・1級・単一等級 | 全ての受検者 | 21,300円 | 18,200円 |
| | 一般・学生等 | | 12,300円 | 9,200円 |
| | 受験料免除 | | 減免後 | 減免後 |
| 3級 | 特級・1級・単一等級 | 23歳以下の受検者 | 21,300円 | 18,200円 |
| | 一般・学生等 | | 12,300円 | 9,200円 |
| | 受験料免除 | | 減免後 | 減免後 |

受検手数料納入

| | |
|-------|---------|
| 受検手数料 | 3,100円 |
| 領収書番号 | No. () |
| 納入方法 | 現金・郵便 |
| 確認印 | ○ |

申請書記入方法

- * 申請書は、必ず本人が記入すること。
- * 記入は、①~④の番号の欄にボールペン等を使用し、かき書で正確に記入する。
- * 記載事項に虚偽があったときは、合格を取り消す場合がある。

- ① 等級区分で該当するところを○で囲むこと。
- ② 受検職種で該当する番号を○で囲むこと。
- ③ 検定職種および作業名を記入すること。
- ④ 戸籍上の氏名を書き、生年月日、年齢、性別を記入すること。
- ⑤ 受検票が確実に届くように、アパート名、○○棟、○○号室、住み込みの場合は○○方等をはっきり記入すること。
- ⑥ 受験職種に関係する学校等に在学中または、卒業した場合は記入すること。
- ⑦ 職業訓練施設等で訓練中または修了した場合は記入すること。
- ⑧ 現在の勤務先から記入すること。なお、受検しようとする職種に関係ない職歴は記入する必要はない。また、職歴の欄が不足する場合は、適当な補助紙を付けること。

- ⑨ 上記職歴に記入した年数の合計を記入すること。
- ⑩ 2級・2級・3級に合格後の実務経験で特級・1級、1級を受検する場合のみ、級・合格職種名(作業名)、合格年月日を記入すること。なお、この場合は、その合格証書のコピーを添付すること。
- ⑪ 「試験の免除」(6ページ)に該当する項目を○で囲み、その年月日を記入すること。また、それを証明する書類のコピーを添付すること。

※学科免除欄の5の向上訓練について
職業能力開発促進法の規定による技能士コース短期課程「面接指導時間21時間」の普通職業訓練を修了した者という。

- ⑫ 申請前6月以内に撮影した証明写真を所定の大きさで貼ること。

- ⑬ 指定の払込用紙で払込みをした後に、払込証明証(貼付用)をこの欄に貼って申請書を提出すること。なお、企業等でまとめて払込みをする場合は、1枚の払込用紙でまとめて払込みをしても構わない。その場合、払込証明証(貼付用)を各自コピーとして各申請書の貼付欄に貼付すること。
- ⑭ 個人情報報告書第三者へ提供することに同意しない場合は記入すること。

受検手数料納入

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 実技試験 | 受検手数料 | 学科試験 | 受検手数料 |
| | | | |
| 領収書番号 | No. () | 領収書番号 | No. () |
| 納入方法 | 現金・郵便 | 納入方法 | 現金・郵便 |
| 確認印 | ○ | 確認印 | ○ |

令和4年度（前期）技能検定実技試験問題の概要は次のとおりですが、試験時間・試験内容につきましては一部変更される場合もあります。（最新の状況については、中央職業能力開発協会HPをご参照下さい。）

なお、試験時間について、「試験時間 ○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間 ○時間○分 打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、打ち切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、**免許又は技能講習**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第61条第1項又は道路交通法第84条に基づく資格証等（例：ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証）を携帯していなければ、原則として試験を受検することができない他、**特別教育**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告していただきます。

[1・2級]

造園（造園工事作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

指定された区画内に、竹垣製作、蹲踞・飛石・延段敷設、景石・植栽配置及び小透かし剪定作業を行う。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

(2) 判断等試験

樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 10分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

指定された区画内に、四つ目垣製作、縁石・飛石・敷石敷設、築山及び植栽作業を行う。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

(2) 判断等試験

樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 7分30秒

機械加工（普通旋盤作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤（センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの）を使用し、 $\phi 60 \times 150$ mm程度のS45Cの材料1個及び $\phi 65 \times 80$ mm（ $\phi 20$ の穴のあいたもの）程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り、ねじ切り、ローレット加工、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を3個製作する。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤（センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの）を使用し、 $\phi 60 \times 150$ mm程度のS45Cの材料1個及び $\phi 60 \times 57$ mm（ $\phi 25$ の穴のあいたもの）程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り、ねじ切り、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

機械加工（数値制御旋盤作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

数値制御旋盤を使用し、 $\phi 100 \times \phi 35$ （穴） $\times 70$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個及び $\phi 75 \times \phi 25$ （穴） $\times 65$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、内外テーパ削り、R削り、端面削り、内外径ねじ切り・逃げ溝等の加工を行い、テーパ部及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

(2) 計画立案等作業試験

加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

数値制御旋盤を使用し、 $\phi 90 \times \phi 35$ （穴） $\times 55$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個及び $\phi 65 \times \phi 25$ （穴） $\times 50$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、R削り、端面削り、内外径ねじ切り・逃げ溝等の加工を行い、内外径はめあい及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

(2) 計画立案等作業試験

加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。

試験時間 1時間30分

機械加工（フライス盤作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

立フライス盤（No. 1～No. 3程度）を使用し、SS400の材料（ $45 \times 75 \times 80$ 、2個）をエンドミル（2枚刃、多刃）及び正面フライスにて切削加工（R削り、ありみぞ削りを含む）して直みぞ部、こう配部及びありみぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

立フライス盤（No. 1～No. 3程度）を使用し、SS400の材料（ $35 \times 65 \times 75$ 、 $45 \times 55 \times 75$ 、各1個）をエンドミル（2枚刃、多刃）及び正面フライスにて切削加工（R削りを含む）して、直みぞ部及びこう配部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。

なお、支給材料は次のとおりとする。

形状：□100×45

材質：鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか

数量：2個

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間50分

(2) 計画立案等作業試験

切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。

なお、支給材料は次のとおりとする。

形状：□100×45

材質：鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか

数量：2個

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間50分

(2) 計画立案等作業試験

切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。

試験時間 1時間

機械加工（平面研削盤作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

平面研削盤（横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、両逃げ形 $\dot{\cdot}$ といし又は1号平形 $\dot{\cdot}$ といしの ϕ 150mm～305mm）を使用し、S45Cの材料（オス、メス各1個）を研削加工して、直溝部、こう配部、R部等をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

平面研削盤（横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、両逃げ形 $\dot{\cdot}$ といし又は1号平形 $\dot{\cdot}$ といしの ϕ 150mm～305mm）を使用し、S45Cの材料（オス、メス各1個）を研削加工して、直溝部、こう配部等をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

機械加工（円筒研削盤作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

万能研削盤（ ϕ 55×300mm以上の工作物の研削能力を有するもの。旋回主軸台付き円筒研削盤と内面研削盤との組合せでもよい。）を使用して、テーパ付きアーバ及びスリーブの外周研削、端面研削及び内面研削を行う。

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

円筒研削盤（ ϕ 55×300mm以上の工作物の研削能力を有するもの。）を使用して、テーパ付きアーバの外周研削及び端面研削を行う。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

機械加工（マシニングセンタ作業）

1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 判断等試験

仕上げ面に対応する加工方法の選定、表面粗さ及び送り速度の判定、表面粗さに対応する刃具の選定、仕上げ加工の判定、工作物の測定及びマシニングセンタの心出し作業について行う。

試験時間 35分

(2) 計画立案等作業試験

切削工具、工作物の取り付け、工具通路図の作成、加工順序の決定、切削条件、マシニングセンタにおける各種の支障の調整、取付け工具の選定、プログラムの誤り箇所の判定等に関する事項について問う。

試験時間 1時間40分

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 判断等試験

仕上げ面に対応する加工方法の選定、表面粗さ及び送り速度の判定、工作物の測定及びマシニングセンタの心出し作業について行う。

試験時間 25分

(2) 計画立案等作業試験

切削工具、工作物の取り付け、工具通路図の作成、加工順序の決定、切削条件、マシニングセンタにおける各種の支障の調整、取付け工具の選定、プログラムの誤り箇所の判定等に関する事項について問う。

試験時間 1時間40分

放電加工（ワイヤ放電加工作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極 ϕ 0.2（黄銅）又は ϕ 0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60、SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品（テーパ加工を含む）のワイヤ放電加工を行う。

試験時間

浸漬方式の場合

標準時間 4時間 打ち切り時間 5時間

噴流方式の場合

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間30分

(2) 計画立案等作業試験

放電加工性能表等による加工条件の設定、放電（通電）時間の見積り等について行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極φ0.2（黄銅）又はφ0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60、SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品のワイヤ放電加工を行う。

試験時間

浸漬方式の場合

標準時間 4時間 打切り時間 5時間

噴流方式の場合

標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間30分

建築板金（内外装板金作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板）厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた谷どい状の製品を製作する。

標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板）厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた角どい状の製品を製作する。

標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

建築板金（ダクト板金作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、長方形の曲がりダクトに長円形の短管を取り付ける。

標準時間 3時間30分 打切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、正方形の曲がりダクトに円形の短管を取り付ける。

標準時間 3時間30分 打切り時間 4時間

工場板金（打出し板金作業）

免許又は技能講習

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

定盤、板金工具、砂袋、酸素－アセチレン溶接装置等を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC-SD厚さ0.8mm）を加工して、複雑な凹凸面のある製品を製作する。

標準時間 6時間 打切り時間 7時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

定盤、板金工具、砂袋、酸素－アセチレン溶接装置等を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC-SD厚さ0.8mm）を加工して、亀甲形状の製品を製作する。

標準時間 5時間 打切り時間 6時間

（注）1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

やすり、きさげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、S45Cの部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その加工した部品と位置決めピンを含む部品を組み立てる。

標準時間 3時間30分 打切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

やすり、きさげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、角ロッドを含むSS400の部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その部品を組み立てる。

標準時間 3時間10分 打切り時間 3時間40分

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線設計及び試験当日指示されるプリント板配線作業を行って、省エネコントローラの組立てを行う。

標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線は束線図を参考として束線を作製し、省エネコントローラの組立てを行う。

標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。

標準時間 4時間15分 打切り時間 4時間45分

(2) 配線点検盤の抵抗回路及びリレー回路のスイッチの入切を点検する。

試験時間 15分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。

標準時間 4時間15分 打切り時間 4時間45分

(2) 配線点検盤の回路スイッチの入切を点検する。

試験時間 10分

建設機械整備（建設機械整備作業）

免許又は技能講習

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板へのガス切断、きり穴加工、タップ加工及び丸棒鋼のダイス加工を行う。

試験時間 3時間

(2) 計画立案等作業試験

建設機械の整備工数見積り、点検、故障の発見、修理、調整等について行う。

試験時間 1時間20分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験
建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板のガス切断及びタッブ加工を行う。
試験時間 2時間50分
- (2) 計画立案等作業試験
建設機械の点検、故障の発見、修理、調整等について行う。
試験時間 1時間20分
- (注) 製作等作業試験については、1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
持参した裁断済み（ポケットを含むすべてのパーツと毛芯及び接着芯並びに印付けを含む。）の材料と作製済みの両袖により、スーツを1着製作する。
なお、スカートについては、仮縫いしたものを持参する。
試験時間 5時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
持参した裁断済み（芯地の接着及び印付け並びにロックミシンを含む。）の材料（無地の薄手ウール地）と作製済みの両袖により、ブラウスを1着製作する。
試験時間 4時間

布はく縫製（ワイシャツ製造作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
支給された材料を使用して、(1)製図、(2)型紙の製作、(3)裁断、(4)縫製、(5)仕上げを行い、ワイシャツ1枚を製作する。
標準時間 5時間 打ち切り時間 5時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
裁断済みの材料を用いて、ワイシャツ1枚を縫製する。
標準時間 1時間50分 打ち切り時間 2時間20分

家具製作（家具手加工作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
製作図に基づき、手工具を使用して各種仕口工作を行い、わく状の製品を製作する。
標準時間 5時間30分 打ち切り時間 6時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
製作図に基づき、現寸図を作成し、手工具を使用して仕口工作を行い、わく状の製品を製作する。
標準時間 5時間30分 打ち切り時間 6時間

建具製作（木製建具手加工作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
斜めの中ざん及び組子のある建具を製作する。
標準時間 5時間30分 打ち切り時間 6時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
上げ下げ小障子をもち、下部に額を取り付ける建具を製作する。
標準時間 5時間 打ち切り時間 6時間

とび（とび作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 単管を使用して真づか小屋組の作業を行う。
標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分
試験時間 10分
(2) そり（こした）にのせた重量物の運搬の作業を行う。
試験時間 5分
(3) 3種類の重量物の目測の作業を行う。
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 単管を使用して片流れ小屋組の作業を行う。
標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分
試験時間 5分
(2) 3種類の重量物の目測の作業を行う。

左官（左官作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 壁、天井及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。
標準時間 4時間50分 打ち切り時間 5時間15分
試験時間 10分
(2) 吹付け用下地（普通合板）に仕上げ吹付けを行う。
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 壁及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。
標準時間 4時間50分 打ち切り時間 5時間15分
試験時間 5分
(2) 吹付け用下地（普通合板）に仕上げ吹付けを行う。

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
補強コンクリートブロック造の建物の耐力壁の取り合い部及び開口部のブロック積み作業（鉄筋の加工を含む。）並びに開口部のまぐさ型枠（鉄筋組立てを含む。）を製作する。
標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
コンクリートブロック塀の隅切部のブロック工事（鉄筋加工を含む。）を行う。
標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間15分

タイル張り（タイル張り作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りを行う。
ただし、下地ブロック積み及びれんが積み下地は、受検者が製作する。

標準時間 2時間40分 打切り時間 3時間10分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りを行う。

標準時間 2時間30分 打切り時間 3時間

畳製作（畳製作作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
手縫いによりへり付き板入れ畳（1枚）を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、床の間畳（ござ）の製作及び取付けを行う。

標準時間 5時間 打切り時間 5時間30分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
手縫いによりへり付き素がまち畳（1枚）を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、薄べりの製作を行う。

標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
あらかじめ用意された試験台の壁（開口部を含む）、天端、パイプ回り及びびびり割れ部分をシーリング材、増塗り及び補強布で補強し、アクリルゴム系塗膜防水材料により塗膜防水工事作業を行う。

標準時間 1時間40分 打切り時間 2時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
あらかじめ用意された試験台の壁（開口部を含む）、天端及びびびり割れ部分を増塗り及び補強布で補強し、アクリルゴム系塗膜防水材料により塗膜防水工事作業を行う。

標準時間 1時間40分 打切り時間 2時間

防水施工（FRP防水工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面、笠木・立上がり面及び箱部にFRP防水工事作業を行う。

標準時間 1時間30分 打切り時間 1時間50分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面及び笠木・立上がり面にFRP防水工事作業を行う。

標準時間 1時間30分 打切り時間 1時間50分

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 試験台1の平場及び階段部分に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。
(2) 試験台2の平場及び立上がり部に床シート張り及び熱溶接作業を行う。

標準時間 3時間 打切り時間 3時間30分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。

標準時間 2時間 打切り時間 2時間30分

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

特別教育

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁（柱による違い壁）は、スタッド、ランナ、スペーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。

標準時間 2時間40分 打切り時間 2時間55分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁（平壁）は、スタッド、ランナ、スペーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。

標準時間 2時間10分 打切り時間 2時間25分

（注）1、2級とも、研削といし（高速といし）の取替え等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
鋼製下地が取り付けられている試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁（柱による違い壁）のボード仕上げ作業を行う。

標準時間 2時間40分 打切り時間 2時間55分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
鋼製下地が取り付けられている試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁（平壁）のボード仕上げ作業を行う。

標準時間 2時間10分 打切り時間 2時間25分

内装仕上げ施工（化粧フィルム工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験架台のA面、B面及びC面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。

標準時間 2時間30分 打切り時間 3時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験架台のA面及びB面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。

標準時間 1時間45分 打切り時間 2時間15分

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
呼び径100Aの水道用硬質塩化ビニル管等で製作された試験台及び鋼管エルボに押出法ポリスチレンフォーム保温筒、ロックウール保温帯、けい酸カルシウム保温筒、溶融亜鉛めっき鋼板等を使用して、熱絶縁作業を行う。

標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
呼び径100Aの水道用硬質塩化ビニル管等で製作された試験台及び鋼管エルボに押出法ポリスチレンフォーム保温筒、

ロックウール保温筒、ロックウール保温帯、けい酸カルシウム保温筒、ステンレス鋼板等を使用して、熱絶縁作業を行う。
標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

表装（壁装作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。 標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。 標準時間 3時間30分 打切り時間 4時間

塗装（建築塗装作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) ラワン合板に、合成樹脂エマルジョン系複層塗材塗装（凸部処理を含む。）を行う。試験時間 下吹き3分 模様付け2分
・多孔質ローラーブラシ塗りの場合 試験時間 1回目塗り4分 2回目塗り4分
- (2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルジョンペイント（2回塗り）塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルジョンペイント塗装（パテ地付けを含む。）を行う。 標準時間 4時間 打切り時間 4時間20分
- (3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。 試験時間 2分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) ラワン合板に、合成樹脂エマルジョン系複層塗材塗装を行う。
・吹付け塗りの場合 試験時間 下吹き3分 模様付け2分
・多孔質ローラーブラシ塗りの場合 試験時間 1回目塗り4分 2回目塗り4分
- (2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルジョンペイント（2回塗り）塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルジョンペイント塗装（パテ地付けを含む。）を行う。 標準時間 4時間 打切り時間 4時間20分
- (3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。 試験時間 2分

塗装（金属塗装作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) 鋼板で製作した角筒（200mm×100mm×450mm）の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。
- (2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメル及びラッカーメタリックにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。 標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) 鋼板で製作した角筒（200mm×100mm×450mm）の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。
- (2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメルにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。 標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 課題1 骨組み付花束の製作作業を行う。 試験時間 50分
- 課題2 フラワーアレンジメントの製作作業を行う。 試験時間 30分
- 課題3 ブーケ及びゴサージの製作作業を行う。 試験時間 55分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。ただし、課題3は、選択Aと選択Bのいずれかを選択するものとする。
- 課題1 花束の製作作業を行う。 試験時間 45分
- 課題2 フラワーアレンジメントの製作作業を行う。 試験時間 30分
- 課題3 選択A フライダルブーケの製作作業を行う。 試験時間 45分

[単一等級]

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業）

- 単一等級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) 「進行方向」の路面標示に必要な作図作業を行う。 標準時間 30分 打切り時間 35分
- (2) テストピース（塗膜厚測定板）の作製及び(1)で描いた作図への路面塗装作業を行う。 標準時間 35分 打切り時間 40分

[3級]

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

- 3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
課題図に示すインドアガーデンを製作する。 標準時間 1時間 打切り時間 1時間20分

造園（造園工事作業）

- 3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。
- (1) 製作等作業試験
指定された区画内に竹垣製作、縁石・敷石敷設及び植栽作業を行う。 標準時間 2時間 打切り時間 2時間30分
- (2) 判断等試験
樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。 試験時間 5分

機械加工（普通旋盤作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤（センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの）を使用し、φ60×115mm程度のS45Cの材料1個及びφ60×55mm（φ25の穴のあいたもの）程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。 標準時間 2時間 打切り時間 2時間30分

機械加工（フライス盤作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

立フライス盤（No. 1～No. 3程度）を使用し、SS400の材料（45×65×80、2個）をエンドミル（2枚刃、多刃）及び正面フライスにて切削加工して直みぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 2時間 打切り時間 2時間30分

工場板金（打出し板金作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

定盤、板金工具、砂袋等を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC-SD厚さ0.8mm）を加工して、リベット締めにより組立て、杯形状の製品を製作する。

標準時間 3時間 打切り時間 3時間30分

機械検査（機械検査作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 外側マイクロメータ、ノギス及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定（16箇所）を行う。 試験時間 16分

作業2 三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。 試験時間 8分

作業3 外側マイクロメータの指示誤差（器差）測定（ブロックゲージ使用）を行う。 試験時間 10分

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、専用プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、光検出器の組立てを行う。

標準時間 1時間30分 打切り時間 2時間

建築大工（大工工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

仕様に従い、柱、桁、はり、棟木、隅木及び平たる木の加工組立てを行い、寄棟小屋組の一部を製作する。

標準時間 2時間45分 打切り時間 3時間

とび（とび作業） 特別教育

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

枠組、単管及び登り足場板を使用して、わく組応用登り桟橋の組立てを行う。

標準時間 1時間40分 打切り時間 2時間

（注）足場の組立て、解体又は変更の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

左官（左官作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

床と仮定された試験台に所定の塗り仕上げを行う。

標準時間 1時間 打切り時間 1時間30分

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

コンクリートブロック塀のブロック工事（鉄筋加工を含む。）を行う。

標準時間 1時間45分 打切り時間 2時間

塗装（金属塗装作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鋼板で製作したL形の被塗装物（200mm×100mm×300mm）の外面に、パテ付け及び下塗りを行う。

(2) 見本板に基づいて調色したものを、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。 標準時間 2時間30分 打切り時間 3時間

舞台機構調整（音響機構調整作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

課題の音源について、音響機器を用いて「セッティング及びリハーサル」、本番としてのミキシング（音出し）、原状復帰を行う。 試験時間 セッティング時間：7分、ミキシング時間：約1分、原状復帰：2分

(2) 判断等試験

CDに記録された種々の音を聞いて、その内容の判別について行う。

試験時間 約20分

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題1 花束及びリボンの製作作業を行う。

試験時間 35分

課題2 バスケットアレンジメントの製作作業を行う。

試験時間 30分

課題3 ブートニアの製作作業を行う。

試験時間 20分

- 技能五輪鹿児島県大会は、青年技能者の技能日本一を競う「第60回技能五輪全国大会」に参加する鹿児島県代表選手を選抜するもので、成績優秀者を全国大会に推薦します。
また、この技能五輪全国大会は、隔年実施される技能五輪国際大会への派遣選手選考会も兼ねています。

1 実施日程

| | |
|-------|--------------------------|
| 申請受付 | 令和4年4月4日(月)～令和4年4月15日(金) |
| 競技実施日 | 令和4年6月7日(火)～令和4年9月11日(日) |

2 参加資格

満年齢23歳以下(平成11年1月1日以降に生まれた方)であること。
なお、技能検定の受検資格がある方は、「対応職種」の学科試験も受検できますので、技能検定受検申請書で申請してください。

3 参加申込

【技能五輪鹿児島県大会のみに参加の場合】

(1) 提出書類

- ① 技能五輪鹿児島県大会参加申込書
- ② 本人確認書類(例:個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、学生証の写しなど)
- ③ 雇用保険被保険者証の写し ※23歳以下の雇用保険被保険者のみ

(2) 参加手数料 ① 学生等:18,200円 ② 23歳以下の雇用保険被保険者:9,200円

【技能検定2級受検を兼ねて技能五輪鹿児島県大会に参加の場合】

(1) 提出書類

- ① 技能検定受検申請書
※技能検定受検申請書の区分「2級兼五輪」に“○”をしてください。
- ② 本人確認書類(例:個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、学生証の写しなど)
- ③ 手数料減額(免除)申請書 ※23歳以下の雇用保険被保険者のみ
- ④ 雇用保険被保険者証の写し ※23歳以下の雇用保険被保険者のみ

(2) 受検手数料 ① 学生等:18,200円 ② 23歳以下の雇用保険被保険者:9,200円

申込(申請)を受け付けた後は、申込(申請)を取り下げた場合又は競技に参加しなかった場合でも手数料は返還できません。

4 技能五輪参加票又は技能検定受検票の交付

【技能五輪鹿児島県大会のみに参加の場合】

システムの都合上、「技能五輪参加票」に代わり、「技能検定受検票」を交付します。
競技日の変更はできません。競技にあたっては、「技能検定受検票」を必ず持参してください。

【技能検定2級受検を兼ねて技能五輪鹿児島県大会に参加の場合】

「技能検定受検票」を交付します。
2ページ「受検票の交付」をご覧ください。

5 競技実施職種(作業)

| 職種 | 作業 | 技能五輪全国大会競技職種名 | 職種 | 作業 | 技能五輪全国大会競技職種名 |
|---------|------------|---------------|--------|---------|---------------|
| 機械加工 | 普通旋盤 | 旋盤 | 家具製作 | 家具手加工 | 家具 |
| 機械加工 | フライス盤 | フライス盤 | 建具製作 | 木製建具手加工 | 建具 |
| 工場板金 | 打出し板金 | 自動車板金 | とび | とび | とび |
| 仕上げ | 機械組立て仕上げ | 機械組立て | 左官 | 左官 | 左官 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て | 電子機器組立て | タイル張り | タイル張り | タイル張り |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て | 工場電気設備 | フラワー装飾 | フラワー装飾 | フラワー装飾 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供注文服製作 | 洋裁 | | | |

6 技能証又は合格通知の交付

【技能五輪鹿児島県大会のみに参加の場合】

2級実技試験課題の合否基準を満たした方には、技能証を交付します。
なお、技能証を交付された方は、相当する検定職種(作業)に係る2級及び3級の技能検定の実技試験の免除が受けられます。

【技能検定2級受検を兼ねて技能五輪鹿児島県大会に参加の場合】

2ページ「合格発表」をご覧ください。